

- 一、一本 同斷 飯川谷村
- 一、二本 同斷 馬場村

拾三本  
右種なし柿の木書上げ申候。往古より種なし柿与相極り不申も不存候へ共、常々種なし柿と申ならし候。則五つ、並葉・小枝上之申候。澁柿に而御座候に付、秋末より串柿に仕、少宛賣出申候に付上之申候。

一、九月末より色付申時分取落、入物に入置候得ば、じゆく仕候に付給申候。色付不申内又は秋初時分は澁柿に而御座候故、一切たへ申事成不申候。

一、種なし柿とは申候へ共、間々に種一つ・二つ宛有之儀も御座候。

一、木付・葉付之儀は、常之柿に違申儀無御座候。以上。

正徳元年十月廿五日

- 龍町村肝煎 彦兵衛 印
- 馬渡村肝煎 喜左衛門 印
- 久川村肝煎 平 内 印
- 飯川谷村肝煎 助右衛門 印

- 馬場村肝煎 源三郎 印
- 十村馬場村八左衛門殿

右種なし柿之儀御尋に付、私組下委細相尋申候處に、所持仕候者御座候に付、口上書指添上之申候。則木數並出來柿五つ・串柿七つ、葉・小枝共に指上げ申候。此外種なし柿と申儀、私組下には無御座候。爲其奥書仕上之申候。以上。

卯十月廿七日 鳳至郡十村 馬場村八左衛門判印

山森多宮殿  
生駒傳助殿

按ずるに、前顯石川郡知氣寺・妙林など呼べる柿の實、もと其の村より起りたる柿名なる事、右綱紀卿御尋に付書上げたる書面に、知氣寺柿は知氣寺村の産、七原柿は七原村の産とあるにて知るべし。されば黒瀬・米永・平松・倉光・保古など呼べる柿の實も、そのかみ皆その村に産せし柿の實なる事いちじるし。其の中にも妙林と呼べる柿の實は、石川郡松任の隣邑北安田村に妙林と呼べる枝村ありて、妙林山行善寺とて法華宗の古刹あり。此の寺は應永三十三年律師日海上人の開基也と、由來書に載せたり。傳説に云ふ。昔

日像上人北國巡行の頃、北安田村にしばし休息ありけるに、折しも黄昏におよびしゆゑ、ある人家に至り見られけるに、白髪なる老婦一人住居せり。日像此に一夜を明さんと一宿を乞はれけるに、彼の老婦、御僧は行脚にゆきくれ給ふか。旅路のつかれさぞ難儀し給ふなるべしと、念頭にいたはりつれど、元より貧しき住居なれば、もてなす品もなく、軒端近なる澁柿を採りて、焼きこがし是を進めけるに、其の風味常ならずと上人いたく賞翫せられ、其の種の焦げたるを手に据ゑ、それ法華經の妙理に感得せば、此の種の焦げたるを地にうめ、再び芽を生じ末榮ゆべし。是妙法流布弘通成就のしるしなるべしとて、彼の種を爲埋らしに、則ち日を経て芽を生じ、年を経て大木とは成り、數多の實連れり。さて彼の老婦は、上人の宗門に歸依し、剩へ剃髮染衣の身と成りしかば、名をば妙林と名づけられ、その信心の程を感じて、靈佛を授興して庵室の本尊となさしめけるが、中頃松任合戦の頃兵火にかゝり、焼け失せたり。其の遺跡は今も妙林垣内と稱し、行善寺の山號をも妙林山と號す。また彼の柿樹をば妙林柿と呼びしが、今の世

に妙林と呼べる柿は此の種にて、其の柿の種は今に焦げたる如くなりといひ傳へたり。さて今行善寺の寺内に、彼の日像上人の時よりの古木とて、妙林柿の古木枯れたるが残り居れり。此は柿木畠に由縁なき事なれど、石川郡の柿樹の考證に記載す。

○柿木畠傳話

續咄隨筆に云ふ。貞享年中の事か、柿木畠邊に團子して商賣する町人あり。年來商業に勵み、殊の外はやりて、不相應に内福なり。或としの五月雨降りつゞき、物淋しき暮方に、菅蓑着たる小女來りて、二錢・二錢程づゝ毎夜々々團子をば買ひ來る。中戸の内へも入らず、外より錢を出し買ひけり。不思議なる體故、或夕暮人を付けて見せければ、大乘寺坂下東光院其頃大乗寺別當中客殿縁の下に、赤色の紙合羽を着たる男あちらむきて居たる處へ、彼の小女ゆきて、團子とその男に與へければ、悦ぶ体にて、合羽の下より狐の尾を出し振廻し、人の見るともおもはぬ様子なり。跡を付けたる者立歸り、其のよしを云ふ。さればこそ人間のやうには常々思はざりけるが、果して狐に極りたるといふ。それよ